

無料相談

■市民総合相談課（市役所駅南庁舎1階）【予約不要】

《くらし110番相談窓口 41番窓口》

内 容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員対応）
と き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎0857-20-4894
平日17:15～22:00（電話相談）☎090-8715-9280
土日祝日8:30～22:00（電話相談）☎090-8715-9280

※本庁舎でも毎週月・金曜日（13:00～17:00）に面談相談を行います。

《消費生活センター 42番窓口》

内 容：訪問販売・通信販売・インターネットトラブル、借金問題など、消費生活に関すること（専門相談員対応）
と き：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎0857-20-3863
※土・日・祝日（年末年始以外）は消費者ホットライン ☎188（局番なし）をご利用ください。

下記の予約・問い合わせは 市民総合相談課（市役所本庁舎1階）☎0857-20-3158まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用はお一人年度内1回

内 容：法律全般（弁護士対応） ところ：本庁舎
と き：10/9（火）・16（火）・23（火）・30（火）
13:00～15:30（定員各5人・1人30分以内）
予 約：9/25（火）8:30～（先着順、定員になり次第終了）

■公正証書などに関する相談【電話予約制】

内 容：遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人対応）
と き：10/24（水）13:00～15:30（定員5人）
ところ：本庁舎
予 約：10/22（月）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内 容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）
と き：10/10（水）13:00～15:30（定員5人）
ところ：本庁舎
予 約：10/3（水）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

■土地境界に関する相談【電話予約制】

内 容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）
と き：10/18（木）13:00～15:45（定員3人）
ところ：本庁舎
予 約：10/11（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

※上記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

人権・生活相談（無料）

と き：9月4日（火）・11日（火）・18日（火）
15:00～17:00（定員各2人ずつ）
ところ：人権交流プラザ（幸町151）
内 容：人権に関わること、生活上の悩みなど（カウンセラー対応）
☎中央人権福祉センター ☎0857-24-8241 ☎0857-24-8067
※相談日以外でも、平日8:30～17:15は人権福祉員が対応しています。

多重債務・ヤミ金融など相談会（無料）

弁護士などの専門家による無料相談会です。 ※要予約
と き：9月19日（水）13:30～16:00
ところ：県庁 会議室（東町一丁目）
☎県消費生活センター（県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室）☎0857-26-7605 ☎0857-26-8144

行政への困りごと相談（無料）

内 容：国の仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員対応）
と き：9/12（水）・18（火）・25（火）・10/4（木）
13:30～15:00
ところ：9/12＝輝なんせ鳥取、9/18＝さざんか会館、
9/25＝トスク本店インフォメーションルーム、
10/4＝市役所駅南庁舎
※翌月7日までの情報を掲載しています。
☎鳥取行政監視行政相談センター ☎0857-24-5541

特設人権相談

と き：9月13日（木）13:00～16:00
ところ：さざんか会館（富安二丁目）
内 容：人権問題全般（人権擁護委員対応）について、人権侵害が認められる相談については調査救済（法務局対応）を行うことができます。
☎鳥取地方法務局人権擁護課 ☎0857-22-2289
※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。
専用ダイヤル ☎0570-003-110

行政書士無料相談

と き：9月8日（土）10:00～15:00
ところ：県立図書館2階 小研修室
と き：10月7日（日）10:00～15:00
ところ：気高図書館2階 会議室
内 容：相続・遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、契約など（行政書士対応） ※当日受付、先着順

電話相談：と き 10月1日（月）10:00～15:00
専用ダイヤル ☎0857-26-1532

☎鳥取県行政書士会事務局 ☎0857-24-2744

司法書士無料相談会

と き：9月18日（火）16:00～18:00 ※要予約
ところ：県立図書館2階 小研修室
内 容：相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務など
☎鳥取県司法書士会 ☎0857-24-7024

調停なんでも相談会

お金や土地・建物のトラブル、夫婦間の問題や遺産分割などの家庭内のもめごとについて、調停委員が無料で相談に応じます。
と き：9月26日（水）10:00～15:00 ※予約不要
ところ：とりぎん文化会館 第5・6会議室
☎鳥取地方・家庭裁判所総務課 ☎0857-22-2171

全国一斉！法務局休日相談所（無料）

と き：10月7日（日）10:00～15:00 ※予約優先
ところ：鳥取地方法務局（東町二丁目）
相談員：法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員 ※秘密厳守
内 容：遺言、相続、登記、戸籍、国籍、供託、人権、心配ごとなど。無料講演会も開催。
☎鳥取地方法務局総務課 ☎0857-22-2191
☎http://houmukyoku.moj.go.jp/tottori/

市民文化祭 9月開催

※当月（8日以降）分と翌月（7日まで）分の情報を掲載しています。当月（7日まで）分は前月号をご覧ください。

■鳥取市文化センター展示ホール

▷第23回火の鳥作品展
9月14日（金）～18日（火）9:00～17:00
絵画グループ火の鳥（木村）☎0857-26-1597

■鳥取市民会館

▷第297回例会こまつ座公演『マンザナ、わが町』
10月5日（金）18:30～21:30
鳥取演劇鑑賞会（本城）☎0857-23-6486

▷邦楽演奏会

10月7日（日）13:00～15:30
都山流鳥取県支部東部部会・日本尺八連盟鳥取幹部会・鳥取箏曲幹部会（木原）☎0858-84-2878

■とりぎん文化会館展示室

▷第15回鳥取書道女流選抜展（最終日16:00）
10月6日（土）～8日（月祝）10:00～18:00
鳥取書道連盟（西垣）☎0857-25-1530

■とりぎん文化会館小ホール

▷「ゴーシュの会」チェロ&ピアノ発表会
10月7日（日）14:00～16:00
ゴーシュの会（松浦）☎0857-22-5008

■パレットとっとり市民交流ホール

▷はまべゆかりのとっとりワッシュョイvol.4
10月7日（日）15:00～17:00・19:00～21:00
8日（月）13:00～15:00・17:00～19:00
EN+ER企画（浜辺）☎050-3556-5554

問い合わせ先 鳥取市文化団体協議会
☎0857-20-0515（木・土・日曜日を除く）

簡単にできる料理を紹介します。
鳥取市食育推進委員会 青谷支部
卵編 Vol.4



☆豆腐茶碗蒸し☆



材料（4人分）

絹ごし豆腐	150g	塩	1g
卵	2個(Mサイズ)	生椎茸	2枚
めんつゆ (2倍濃縮)	大さじ2	にんじん	40g
		豆苗	8～12本
水	300ml	桜えび	4g

- ① 生椎茸は石づきをとり、薄切りにする。にんじんは3～5mm厚さの輪切りを8枚作り、茹でてから花型にして、残りは小さく切っておく。
- ② ボウルに卵を溶きほぐし、絹ごし豆腐を入れてくずす。その後めんつゆ、分量の水、塩を加えてもう一度混ぜ合わせて卵液を作る。
- ③ 蒸し茶碗に椎茸、桜えび、小さく切ったにんじんを入れて②を注ぎ入れてアルミホイルでふたをする。
- ④ 鍋に器の高さの5～7分目あたりまで水を入れて強火で沸騰させる。
- ⑤ 中火～弱火にして④を入れて約10分蒸す。
- ⑥ 火を止め、花型のにんじん、豆苗を加え、ふたをしてさらに5分ほど蒸らす。

一口メモ…マグカップなど家にある容器で簡単に作れます。

1人分	エネルギー	38kcal	脂質	3.8g
	タンパク質	5.5g	塩分	0.6g

No.066

ガード博士とメーブル助手の消費者トラブル講座

☎ 0857-20-3863
問 駅南庁舎鳥取市消費生活センター

自然災害後の住宅修理の勧誘に注意！

大雨の後、業者から電話があり、「家に損傷があれば火災保険を使って無料で修理できる」と言われたのを見てもらったところ、「屋根が傷んでいる。すぐに修理したほうが良い」と言われ、工事契約書と保険請求代行申請書にサインした。保険金が支払われることになったが、なじみの業者に頼もうと解約を申し出たら、解約料として保険金の3割を請求された。工事もしないのに高すぎる。

「アドバイス」

自然災害後には、それに便乗したトラブルが多数発生しています。事例のように高額な解約料を請求された、ずさんな工事をされた、いつまでも着工されないなどの相談が寄せられています。訪問販売で工事契約や保険請求代行契約をした場合、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフにより、無条件で契約を解除することができます。

自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社に相談しましょう。工事を依頼する時は、複数の業者から見積もりを取るなど、冷静に検討して判断しましょう。

※クーリング・オフ：訪問販売など特定の取引について、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度

「保険金を使って修理ができて」と言われても、安易に契約しないようにしましょう！

メーブル助手